

第1号議案

真の地方分権の実現に向けた地方税財政改革の推進等について

真の地方分権を実現するためには、地方分権改革を我が国の必須の基本政策として位置付け、今後とも、確実に推進していく必要がある。

また、地方分権改革により地方公共団体の担う役割と責任は一層増大することから、真の「地方政府」の実現を目指し、地方公共団体が地域の実情に即し自主的・自立的な行財政運営を行うためには、地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、政府においては、更なる地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「国と地方の協議の場」や地方分権改革に関する「提案募集方式」の活用を図りながら、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方へ事務・権限を移譲するとともに、「従うべき基準」をはじめとする法令による義務付け・枠付けの更なる見直しなど、地方の実情や意向を十分に踏まえた改革を着実に推進すること。

なお、国から地方への事務・権限の移譲に当たっては、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を最大限尊重の上、対応すること。

- 2 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税財源の充実強化を図ること。その際には、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 3 地方公共団体が持続的かつ安定的な財政運営を行うには、一般財源総額の確保が重要であるため、地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込みつつ、歳出においても社会保障関係経費のみならず、地方創生の取組や、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情に配慮すること。なお、地方公共団体の積立金については、災害や将来の税収の変動等に備えるため、不断の歳出削減努力を行って造成したものであることを踏まえ、積立金額のみに着目した地方交付税の削減や地方財政計画の見直しは行わないこと。

第2号議案

北方領土問題の早期解決について

令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあり、平和条約交渉や四島交流等事業などの今後を見通すことは難しい状況が続いているが、我が国固有の領土である北方領土の早期返還を実現するため、北方領土問題を解決して平和条約を締結するという国の基本方針の下、平和条約交渉を継続するとともに、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育の充実をはじめ青少年対策の一層の強化を図ること。
- 2 元島民とその後継者にとって四島の地に立つことができる唯一の機会である四島交流等事業（北方墓参・自由訪問・四島交流）の一日も早い再開に向け、具体的に進展するよう取り組むこと。

また、元島民の高齢化を踏まえた航空機墓参の恒常化、希望する四島内の墓地等への確実な訪問、墓地調査及び標柱等の修復・保全や墓地周辺の環境整備を行うこと。

- 3 平和条約の締結に向けた重要な一歩となり得る共同経済活動の協議を継続するとともに、特惠制度による国内及び第三国等から北方四島への投資などが行われないよう働きかけること。

第3号議案

地方創生に向けた移住・定住対策の推進について

首都圏への一極集中を是正し、地方に人を呼び戻すという地方創生の目的を実現するためには、国の責任において、若者の地方への定着を促進する支援の充実や定住に必要な雇用の場となる産業の振興を図ることが重要である。

よって、政府においては、次の事項について、その実現を期すよう強く要望する。

1 移住支援金の要件緩和等

東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、「デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）」による「移住支援金」について、支給対象者の居住・通勤要件及び就業先企業要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏からの距離や移動経費に応じて支給額を加算するなど、東京一極集中の是正に、より効果的な制度とすること。

また、事業を強力に推進する上で必要な予算の確保をすること。

さらに、令和6年度新設の地方就職学生支援事業については、学生にとって利便性の高い制度とするとともに、令和7年度拡充予定の移転費支援については、学生への早期の周知を図ること。

2 地方への産業再配置

- (1) 地方が行う企業立地のための補助制度に対する財政支援制度を創設すること。
- (2) 地方への支援制度等の創設に際しては、支援の規模や内容を全国一律とするのではなく、気候や地理的条件におけるハンディキャップの度合いに応じた段階的なものとするなど、地方の均衡ある発展に実効性のある制度となるよう配慮すること。
- (3) 事業者の物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援や、高速道路料金の割引制度を創設すること。

3 地域における新事業の創出

- (1) 新事業の創出に向けた総合的な支援体制を整備すること。
- (2) 新事業創出のためのソフト活動等に対する支援策の充実・強化を図ること。

- (3) 苫小牧東部開発及びむつ小川原開発の両国家プロジェクトについては、計画的かつ実効性のある開発の推進を図ること。
- (4) 令和6年度に東北大学青葉山新キャンパス内で稼働を開始した次世代放射光施設「ナノテラス」の施設運営が適切に行われるよう、確実な予算措置を講ずること。

第4号議案

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正について

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

第5号議案

少子化対策・子育て支援の推進について

少子化の進行は、地域活力の低下や社会保障制度への影響など、経済や社会の広範の分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって極めて憂慮すべき問題となっている。その克服に向けては、国と地方が一丸となって、女性の活躍を推進するとともに、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを強力に進めていくことが必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 少子化対策の推進

- (1) 地方自らが、創意工夫により、地域の実情に応じた総合的な少子化対策及び女性活躍推進策を継続的に実施することができるよう、地方の取組に対する財政措置を充実すること。
- (2) 中小企業における従業員の仕事と家庭の両立が図られるよう、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく一般事業主行動計画の策定に対する支援や、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の拡充など、両立支援の取組に対する財政措置を充実すること。

2 子育て支援の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育や子育て支援等の「量的拡充」及び「質の改善」が図られるよう、必要とされる財源を確実に確保すること。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。
- (2) 子育て家庭の経済的負担が軽減されるよう、医療保険制度における未就学児等の医療費の一部負担金について、更なる軽減を図るとともに、対象年齢を引き上げること。
- (3) 子どもや子育て家庭を社会全体で支える機運が醸成されるよう、子ども・子育てにやさしい社会づくりのための環境整備を推進するとともに、保護者の孤立を防ぐために、保護者間の交流の場を創設するなどの地方の取組を支援すること。
- (4) 学校給食費や子どもの医療費など、子育て費用の無償化について、全国一律の制度を創設すること。

第6号議案

地域医療を担う医師の確保について

北海道・東北地域において、医療に関する最大の課題は、地域医療を担う医師の確保である。

当地域では医師確保に向け鋭意取り組んでいるものの、このままでは地域医療の確保・継続が危ぶまれているところであり、医師の絶対数の確保はもとより、へき地や、特に不足している産科、小児科、麻酔科などの特定診療科の医師の確保について、効果的な対策の充実強化が望まれるところである。

については、地域医療を確保し、新たな感染症によるパンデミックが発生した場合にも、医療現場の崩壊を招くことなく、適切な医療を提供するため、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むよう、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 医師の絶対数の不足と地域偏在を解消するため、地域に必要な医師が十分に確保されるまで大学医学部の臨時定員増の恒久化や定員増等を可能とすること。

また、各都道府県の「医師確保計画」の実効性を高めるため、都道府県を超えた医師の適正配置を進める仕組みづくりなど国の支援策の充実を図るとともに、医師臨床研修における研修医の地域への適正配置を促進するため、臨床研修医の採用数に関する激変緩和措置の廃止、地域医療研修の拡大、研修先の見直しや医師多数県からの指導医派遣による地域の研修体制の整備等の具体的な施策の推進を図ること。

- 2 これまでの診療報酬改定で、小児救急医療の充実等、特定診療科の偏在解消に配慮した措置がなされたが、地域の拠点病院の勤務医や政策的ニーズが高い又は高度な医療技術を必要とする医療分野について診療報酬を含めたインセンティブを設定するなど、医師の偏在解消に向けて更なる対策を講ずること。
- 3 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、専門医との連携の下、患者の全身状態を踏まえ総合的な診断を行うことのできる総合診療医が地域で育成され、地域に定着する仕組みの構築について、必要な措置を講ずること。
- 4 専門研修制度において、専攻医募集定員に係るシーリングについては、医

師の偏在是正を図る上で不十分であることから、将来の医療需要や医師の稼働実態等、地域の実情を適切に踏まえ、各都道府県・診療科の必要な医師養成数を定めた上で厳格化を図るとともに、専攻医の派遣先が特定の県に偏らない仕組みづくりを進めること。

また、地方の指導環境を充実させるため、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みを創設するとともに、連携施設における指導医の在籍要件を柔軟に運用するなど、地域医療と専門医制度の共存を図ること。

加えて、専門研修プログラムの更新制度について、医師のキャリアにも配慮した上で、医師少数区域等の地域において、一定期間勤務する制度とすること。

- 5 医師少数区域での勤務経験を管理者の要件とする病院を、地域医療支援病院に限らず全ての病院へと拡大すること。
- 6 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として一体的に進めること。
- 7 都道府県が医師確保計画に基づき実施する医師の確保・偏在対策のための具体的な施策に対し、地域医療介護総合確保基金や特別交付税措置の見直し等を通じた、更なる財政支援を行うこと。

第7号議案

高齢者・障害者施策の推進について

介護人材については、給与が低い水準にとどまっていることなどから確保定着が困難となっており、今後ますます介護サービスのニーズの増大が見込まれる中で、大きな課題となっている。

また、障害者施策については、令和4年12月に障害者総合支援法の改正法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律）が成立したが、この法律により進める施策について、適切な措置を講ずることが必要である。

さらに、手話については、平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として明確に位置付けられたものの、音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、手話に関する施策も含めた個別法が必要である。

また、令和4年5月25日に公布・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の附帯決議には、「47全都道府県と1741全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること」との文言が盛り込まれており、「手話言語法（仮称）」の制定の重要性がより一層増してきている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 介護人材の確保

国では、介護職員の更なる処遇改善を進めるため、令和6年2月から介護職員処遇改善支援補助金、同年6月から介護報酬改定による処遇改善を行ったところである。これらの事業所内での配分については、一定のルールの下、事業所の裁量による柔軟な運用を認めているが、介護に従事する全ての職員に必ず反映される内容ではない。

介護人材を確保するため、現行制度及び新たな制度について、確実に介護に従事する全ての職員の賃金改善につながる措置を講ずるとともに、保険料の引上げや地方の負担増とならない制度とすること。

2 障害者施策の推進

- (1) 地域生活支援事業については、障害者の自立した地域生活を支援するために必要不可欠な事業が確実に実施できるよう、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 障害福祉サービス等の提供に係る報酬及び人員配置基準については、利用者の高齢化などの実態をよく把握した上で、必要に応じて所要の改善を図ること。
- (3) 障害者が安心して生活を送ることができるよう、各道県における障害者支援施設やグループホーム等の整備計画に対応できる十分な財政措置を講ずること。
- (4) 手話が音声言語と対等な言語であることを全国的に広め、ろう者の一層の自立と社会参加の促進のために、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

第8号議案

国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等に繋がる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画である。

また、ILCは世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及ぶ。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信している。令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院においてILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議がなされたところである。

現在、ILCの実現に向けては、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、政府においては、こうした取組が加速するよう、次の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 ILC計画について、国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること。
- 2 ILC計画について、関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること。
- 3 ILC計画について、日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること。

第9号議案

学校教育の充実に向けた教職員定数の改善等について

教育は国力の維持・成長に向け、最も注力して取り組むべき分野であり、特に少子化が進行する我が国においては、次代を担う子どもたち一人一人に、国や地域の社会・経済を支える能力を身に付けさせるためのきめ細かな指導や安心して学べる教育環境の一層の充実が求められている。

しかしながら、学校現場における教育課題が複雑化・困難化している中、学校の働き方改革の取組は進んではいるものの、依然として教員の多忙な状況は続いており、真に子どもたち一人一人の能力を伸ばさせる教育の実現が難しい状況である。

よって、政府においては、きめ細かな指導を可能とする学校体制の実現や教育環境の整備に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 一人一人の子どもに対するきめ細かな指導を展開するため、令和7年度までに小学校全学年で実施される35人学級を中学校第三学年まで段階的に拡充するとともに、小学校高学年からの教科担任制の導入に向けて、専科教員による指導の充実と働き方改革の推進が図られるよう、小学校専科指導に係る加配の運用条件の改善を図ること。
- 2 いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組や、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化への対応、小規模校における教育環境の充実のため、児童生徒支援等の加配を拡充すること。
- 3 様々な教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員の計画的な確保が必要であることから、複数年先を見込んだ計画的な定数改善を推進するため、国において教職員定数改善計画の策定を早期に実現すること。

また、教職員の雇用と年金の接続を図りつつ、若手教職員を安定的・計画的に確保できるよう、再任用教職員の短時間勤務については、定数外としての財源措置を行うこと。

- 4 子どもたち一人一人にあったきめ細かな対応を実現し、教員がやりがいを持って働くことのできる環境を整備するため、教員業務支援員や学習指導員、マネジメント支援員等の支援スタッフを必要とする公立学校に配置

できるよう、国における予算総額の更なる増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど、必要な財政措置を拡充すること。

第10号議案

公立学校施設整備に係る必要な財源の確保について

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、地域にとっては、災害発生時の避難場所としての役割を果たす極めて重要な施設であるが、公立学校施設は建築後25年以上を経過した施設が約8割を占めるなど老朽化が深刻となっており、改築や耐震補強、長寿命化改修等の対策が喫緊の課題となっている。

また、多様化する教育内容・方法に対応した施設整備、空調設備の設置、様々な人々が利用することを配慮したトイレ環境の改善、バリアフリー化や脱炭素化の推進といった社会的要請に対応した施設整備が求められている。

よって、政府においては、安全・安心な教育環境の確保に向けて、公立学校の施設整備について、次の措置を講ずるよう、強く要望する。

- 1 公立学校施設の整備については、設置者が教育環境の向上や老朽化対策等を推進する上で、全ての計画事業を円滑に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確実に確保すること。
- 2 児童生徒急増期に建築した施設が一斉に改修の時期を迎え、今後老朽化対策が急務になることから、長寿命化改良事業等における補助要件を緩和するとともに、体育館への空調整備事業等に係る補助率引上げの時限措置の延伸や補助単価の引上げを行うなど、一層の財政支援措置の充実を図ること。

第 11 号議案

新幹線鉄道の建設促進等及び並行在来線への支援措置等について

新幹線鉄道は、我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するとともに、北日本全体の発展基盤及び強靱な国土・地域づくりの軸となるものであり、北海道・東北地域の発展に果たす役割は極めて大きいものがある。

一方、整備新幹線の開業に伴いＪＲ各社から経営分離される並行在来線区間や既に開業している並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担うなど、国民経済全体に多大な便益を与える重要な役割を果たしている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 新幹線鉄道の建設促進等について

- (1) 北海道新幹線「新青森・札幌間」については、「新青森・新函館北斗間」の徹底した安全運行の確保、「新函館北斗・札幌間」の早期完成を図ること。

また、青函共用走行区間における時間帯区分方式による高速走行の確実な実施及び区間、実施期間や運行本数などの更なる拡大並びに現在検討中の案にこだわらない抜本的解決策の検討、研究開発、導入を図るとともに、北海道新幹線札幌開業を見据えた高速走行のスケジュール、目標を早急に示すこと。

なお、更なる高速化の検討に当たっては、北海道と本州の間の物流の確保にも十分配慮すること。

さらに、青函共用走行区間の高速走行実現のための抜本的解決策の実施によって、新たな地方負担を生じさせないこと。

- (2) 整備新幹線の工事費の縮減に努めるほか、地方財政の厳しい状況に鑑み、工事費の増嵩を含む整備新幹線の整備に伴う建設財源の確保及び地方負担の最大限の軽減について、財源措置の更なる拡充を図ること。

2 並行在来線への支援措置等について

- (1) 各並行在来線及び今後開業予定の並行在来線区間の維持のための地元負担に係る助成措置（運営費助成・特別交付税等）を講ずること。

- (2) 鉄道資産等の設備投資及び老朽化施設の更新に対する助成措置の拡充・創設を図るとともに、J R から譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 二島特例並みの創設）を講ずること。
- (3) 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J R に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。

第12号議案

交通網の整備促進と財源の確保について

北海道・東北地域の発展可能性を顕在化させ、国土の均衡ある発展と産業経済の飛躍的な振興を図るためには、本地域の交通体系の整備を重点的かつ計画的に推進することが急務である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

I 道路関係

- 1 道路は、地方に暮らす住民の生活を支える基本的な生活基盤であり、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも地方が必要とする道路整備が引き続き着実に実施できるよう、予算の総額の拡充、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく道路事業への例年以上の規模で別枠での財源確保及び道路補助制度対象事業の拡大を図るとともに、社会資本整備が遅れている地域に配慮した予算配分の仕組みとすること。

また、期間終了後においても、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえた上で、国土強靱化実施中期計画を令和6年中に策定するとともに、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保し、中長期的かつ明確な見通しの下、安定的・継続的に取り組むこと。

さらに、国土強靱化に資するきめ細かな対策を円滑に進められるよう、緊急自然災害防止対策事業債の恒久化、起債制度の拡充を含めた確実な財政措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、防雪事業や凍雪害防止事業等の雪寒事業を国土強靱化基本計画に基づき「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び国土強靱化実施中期計画の対象事業に位置付け、着実な推進に配慮すること。

- 2 新たな交通需要に基づく直轄事業の事業評価等については、ネットワークとしての観点及び地方における多様な効果に加え、東日本大震災においてその重要性が再認識された代替性確保の観点も含め、更なる検討を行うこと。

- 3 高規格道路網は、我が国の産業発展に資するとともに、大規模災害時における広域支援ルートとして国民の命を守る社会資本の要である。持続可能な地域生活圏を確立し、圏域間の補完を可能とするために、高規格道路が果たす役割は大きく、人口減少や大規模災害リスクの中で、地方部における生活圏人口の維持に不可欠な高規格道路を地域安全保障のエッセンシャルネットワークと位置付け、早期の形成を図るべきである。我が国の成長力・国際競争力を強化し、激甚化・頻発化する自然災害に対応していくためにも、ミッシングリンクの早期解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワーク化など、高規格道路が国土をつなぐ幹線道路ネットワークとして、シームレスなサービスレベルを確保するよう、次の措置を講ずること。
- (1) 事業中区間の早期開通及び未事業化区間の早期事業化を図りつつ、計画段階評価が完了した区間についても、速やかに事業化を図ること。
 - (2) 「高速道路における安全・安心基本計画」において、優先整備区間として位置付けられている暫定2車線区間について、早期に4車線化事業の着手を図ること。なお、事業許可区間については、4車線化整備を推進すること。
 - (3) 有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による財源を活用し、更新事業等や暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を着実に進めること。
 - (4) 国が管理する無料の高速道路において、必要に応じて機能強化を図りつつ、維持管理を確実に実施するため、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討すること。
 - (5) 高速道路の更なる利活用を促進し、地域との連携を強化するとともに、休憩施設の機能強化、スマートICの整備及びETC専用化等を推進すること。
- 4 主要幹線国道において、4車線化や都市部区間の拡幅、バイパス整備などの改良事業を推進すること。
- 5 重要物流道路及びその代替となる道路や補完する道路については、これまでの供用区間の指定に加え、令和5年4月に新たに計画区間及び事業区間の指定がされたが、計画区間及び事業区間の追加指定に当たっては、引き続き、新広域道路交通計画に基づき、地方の意見を十分に反映しながら更に追加指定を行うとともに、機能強化及び重点整備を図ること。

- 6 災害に強く信頼性の高い国土構造の形成に向けて、緊急輸送道路や孤立集落解消のためのアクセス道路、復興道路等の整備を緊急に進めるとともに、必要な予算を継続的に確保すること。
- 7 中心市街地の活性化など、地域の再生に資する市街地の道路整備を積極的に推進すること。
- 8 通学路における危険箇所への交通安全施設等の整備を集中的に推進すること。
- 9 道路事業を円滑に推進するため、用地先行取得制度、代替地対策、税制を拡充すること。
- 10 冬期道路交通対策を積極的に推進すること。

II 空港関係

- 1 地方空港の整備については、今後とも長期的な視野に立ち、円滑かつ確実に実施されるよう、一般財源の拡充を含め、財源の確保に万全を期すること。
- 2 積雪寒冷地の地方管理空港に不可欠な除雪車両及び空港の安全確保に不可欠な特殊車両の更新についての支援措置を新設すること。
- 3 地方空港の国際化を図るため、C I Q体制の整備等を推進すること。
また、外国人旅行者数の増加につなげるため、「訪日誘客支援空港」に認定された空港をはじめとした地方空港に対して、新規就航・増便並びに運航再開に係る着陸料やビル使用料及び空港受入環境の整備に係る支援措置を拡充すること。
- 4 航空交通の効率的な運航と一層の安全性を確保するため、航空管制業務の充実強化を図ること。
- 5 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届け出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を設けること。
また、地方路線が公共交通機関として定着していることを踏まえ、航空会社に対しての運航費の補助や地域における利用拡大の取組に対する財政支援措置の拡充を行うなど、地方路線の維持・拡充のための措置を講ずること。
- 6 見直しが進められている空港整備勘定について、地方自治体が独自の裁量で路線維持や利用促進等を図るために実施するソフト事業についても活用できるよう、使途の拡大を図ること。

- 7 航空会社を取り巻く状況が厳しさを増す中、地方路線を維持していくため、羽田空港発着枠については、「1便ルール」及び「3便ルール」の運用を継続するとともに、地方路線維持のための「政策コンテスト」を継続的に実施するなど、少便数路線を優先する仕組みを拡充すること。
- 8 羽田、伊丹などの混雑空港の発着枠について、離島を含む地方路線に優先的に配分すること。
また、これに併せて、羽田空港における小型機乗り入れの運用を緩和すること。
- 9 航空会社の経営を圧迫している航空機燃料税等の減免を継続するとともに、地方自治体が減収とならないよう、地方特例交付金などの財源措置を行うこと。
- 10 今後、需要の増加が見込まれるビジネスジェット等の安全かつ円滑な受入れを進めるとともに、地方空港の活用に当たっては、必要な措置を講ずること。

Ⅲ 鉄道関係

- 1 羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を指示すること。
- 2 太平洋側と日本海側との幹線交通ネットワークの相互補完性、首都圏とのアクセスを強化するため、主要幹線である奥羽本線、羽越本線、秋田新幹線が走行する田沢湖線等の高速化及び複線化等の機能強化や輸送改善、安全性の向上を図るとともに、その他の在来線についても電化等の整備により輸送力の増強に努めること。
- 3 大規模災害時において太平洋側と日本海側を横断的に結ぶ旅客・物資輸送のルート確保や接続性の改善を図ること。
- 4 雨・風・雪などの気象変化により、運休・遅延が頻発していることから、防災対策の緊急性の高い箇所や抜本的な防災対策が必要な箇所について、鉄道の公共性に鑑みた安全・安定輸送対策のための新たな支援制度を創設すること。
- 5 鉄道ネットワークは国全体・地方双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、J R各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう同社に対する経営支援及び指導を行うこと。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したが、沿線地域の意向を十分尊重した制度運営を行うとともに、地方路線の維持・改善に必要な予算を確保すること。

6 中小民鉄及び旧国鉄の特定地方交通線や整備新幹線の並行在来線などを引き継いだ第三セクターいわゆる地域鉄道事業者に対して、次の措置を講ずること。

- (1) 災害の未然防止及び車両更新等の計画的な設備投資を確実に図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の予算枠を拡充すること。特に第三セクター鉄道については、開業から30年以上が経過し、車両や施設・設備の更新需要が全国各地で一斉に到来しており、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずること。
- (2) 第三セクター鉄道等が所在する地域の高齢化等に鑑み、補助対象要件の緩和及び補助率のアップなど、交通施設バリアフリー化設備整備費補助制度の拡充強化を図ること。
- (3) 大規模自然災害を受けた第三セクター鉄道会社等の復旧工事に対する補助率のアップなど、鉄道災害復旧事業費補助制度の充実強化を図ること。
- (4) 住民生活や経済活動に欠かせない地域公共交通の維持・確保を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響以降、利用者が減少し、一段と厳しい環境にある第三セクター鉄道等の経営安定のための新たな支援制度や地方負担に係る所要の財源措置を創設すること。また、利用促進等の取組に対する支援を充実すること。

IV 地方バス等関係

- 1 地域住民の日常生活に支障が出ることをないように、地域の実情を踏まえた制度設計のもと地方バス生活路線の運行費及び老朽化した車両の購入費補助等に係る予算枠を確保、拡充するとともに、地方の生活交通確保策に対する地方交付税措置を維持、拡充すること。
- 2 市町村の運行する路線バスやスクールバス等各種バスの一体的運行がなされるよう、関係省庁間での政策調整や財源措置の一本化を図ること。
- 3 訪日外国人の移動に係る利便性及び快適性を向上させるため、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の予算枠を拡充すること。

また、多言語表記や全国共通ＩＣカード・ＱＲコード決済等の導入、移動円滑化等に対する支援の拡充強化を図ること。

- 4 タクシー不足への対応として運用が開始された、地域の自家用車・ドライバーを活用した自家用車活用事業の運用に当たっては、地域公共交通の担い手であるバス・タクシー事業者の経営を圧迫することのないよう、対象とする地域、時期及び時間帯並びに車両数について慎重に検討し、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する諸施策を講ずること。

V 離島航路・航空路関係

- 1 離島住民の日常生活や経済活動に支障が出ることをないよう、その維持・確保、拡充等を図るために必要な予算の確保、財政支援の拡充など適切な支援を講ずるとともに、地方自治体の離島航路・航空路確保策に対する地方交付税措置を維持、拡充すること。
- 2 離島航路・航空路を運航する事業者は、経営基盤が脆弱であることが多いことから、安全運航確保等のために行う投資に対しての支援を講ずること。

VI 港湾関係

国際拠点港湾及び重要港湾について、次の措置を講ずること。

- 1 港湾整備を計画的に進めるとともに、今後とも長期的な視野に立ち、港湾の整備が円滑かつ確実に実施されるよう、財源の確保に万全を期すこと。
また、農水産物の輸出促進に向け、輸出拠点となる港湾機能の強化を図ること。
- 2 国土強靱化の一層の推進を図るため、大規模地震対策施設としての耐震強化岸壁や、津波・高潮対策としての港湾施設、海岸保全施設の整備促進を図ること。
- 3 港湾機能を大幅に向上させるため、港湾に直結するアクセス道路の整備促進を図ること。
- 4 予防保全的な維持管理・更新等の考え方にに基づき、既存港湾施設・海岸保全施設のハード・ソフト両面から老朽化対策に対する支援を拡充すること。
- 5 ２００２年１２月に「海上における人命の安全のための国際条約（ＳＯＬＡＳ条約）」が改正されたことにより、国際貨物船が使用する港湾施設の保安対策が義務化され、現在、国において関連する施策が進められてい

るが、施設管理者にとっても多大な負担が生じるものであることから、国の責任と役割を明確にし、施設管理者への支援制度等を拡充すること。

- 6 地域の活性化に向け、クルーズ船の受入環境改善のための施設整備や出入国管理体制、ソフト施策の充実を図ること。

加えて、港を核とした魅力ある地域の創造を図るため、「みなとオアシス」など官民が一体となった取組を促進すること。

VII 空港、港湾、道路等整備の連携

地域の国際化と地元企業の国際競争力の強化を担う港湾や空港、道路ネットワーク等の整備については、一体的かつ総合的な事業促進を図ること。

第 13 号議案

世界に向けた北海道・東北地域の観光振興について

北海道・東北地域の観光は、北海道新幹線を活用した連携や交流が進んでおり、これまでのコロナ禍においては、多くの観光関連事業者が深刻な影響を受けてきたところだが、全国旅行支援などの国内観光需要喚起策の実施や外国人の入国制限の大幅緩和、さらには新型コロナウイルスの 5 類感染症への移行などにより、国内外ともに旅行マインドが改善するなど、全体的に回復傾向にある。

個人旅行へのシフトの加速化や観光ニーズの多様化など、観光産業を取り巻く環境が大きく変化する中、今後、北海道・東北地域の観光が持続的に発展するためには、外国人観光客の誘致促進に向けた取組や魅力ある滞在型観光地づくりのほか、地域空港間の連携や広域観光ルートの整備を図るなど、国際競争力の強化に向けた施策の推進が必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 北海道新幹線などを活用し、北海道・東北地域の世界文化遺産や世界自然遺産、食、自然、歴史、文化、芸術、スポーツ等の地域資源を生かした、国内外から北海道・東北地域への誘客促進を図るための大規模な観光施策を展開すること。
- 2 国が進める観光立国実現へ貢献するため、インバウンドの更なる拡大に向けた各種取組を加速的に推進するほか、M I C E の誘致・開催など、地域における取組に対する支援強化も含め、積極的な誘客施策を展開すること。
- 3 現在、観光客に対する査証免除措置がとられていない国・地域において、ビザ申請者の負担軽減を図ることで市場拡大につながる可能性が非常に高いことから、更なる訪日査証制度の緩和を推進すること。
- 4 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するため、観光客の利便性向上に資する多言語表記の観光案内標識の設置をはじめ、二次交通の整備や景観を阻害する廃屋の撤去など、観光客の受入体制整備を促進するためのハード整備を含めた支援制度等を拡充すること。

第 14 号議案

食料・農業・農村政策の確立について

北海道・東北地域の農業は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的機能を有している。

農産物流通の国際化が進む中で、本地域の農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、地域農業を担う多様な担い手が、厳しい経営環境の下でも安定的な所得を確保し、誇りと希望を持って農業経営に取り組むことができるよう、「食料・農業・農村基本法」の理念に基づく関係施策の着実な推進が重要である。

また、「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策を着実に展開していくことが必要である。

一方、WTO農業交渉等の国際貿易交渉においては、我が国の農業分野への影響が懸念されていることから、守るべき国益を明確にし、安易に妥協することなく、関係国との交渉を進めていく必要がある。

また、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定等の経済連携協定により、国内農林水産業に影響が及ぶことのないよう、地域の実情に応じ、農業の成長産業化に向けた万全の対策を講ずることが重要である。

さらに、世界の食料需給が中長期的にひっ迫すると予想されている中、主要先進国の中で最低の水準となっている我が国の食料自給率を向上させ、食料安全保障を確立するための施策を展開することが一層重要となっている。

特に、東北地方の農業は、東日本大震災に加え、いまだ収束の見通しが立たない原子力災害によりこれまでにない甚大な被害を受けており、農業者が持続的に安定した所得を確保し、これまで築き上げてきた農業を着実に次の世代へ引き継いでいくために、一刻も早い復旧・復興が求められている。

よって、政府においては、極めて厳しい状況にある農業の現状を踏まえるとともに、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、被災地の農業者の心情にも十分配慮し、今後の農業の着実な復興・発展を進めるべく、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 政府が進める農業改革の具体化に当たっては、農業協同組合や農業委員会等が果たす役割を踏まえつつ、中山間等地域の実情や農業・農村が国土や自然環境の保全、文化の維持・継承、地域社会の維持・発展など多面的な機能を担ってきたことなどにも配慮し、今後も国民の食を守り、美しく伝統ある農村を将来にわたって継承していけるよう、必要な支援策を講ずること。
- 2 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、地域の農業の実情に配慮しながら、地域農業を担う多様な経営体が将来に希望を持って農業経営に取り組むことができ、持続可能な農業の確立による食料自給率の向上、更には農村の振興による地域経済の活性化や、農業の多面的な機能の発揮が図られるよう、関係施策の着実な実施に必要な予算を確保すること。

特に、経営所得安定対策等については、農業者が将来にわたり安心して農業経営に取り組める制度とするとともに、意欲ある担い手に対する支援を強化すること。なお、収入保険及び農業共済については、農業者が無保険の状態となることがないように、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解したうえで加入の判断ができるように引き続き周知に努めること。加えて、収入減少を補てんする関連施策全体について検証し、農業者のニーズを踏まえた改善を行うこと。

改正農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定・実現については、地域の実情を十分に踏まえ、担い手への農地の利用集積や集約化が効率的に進む運用となるよう配慮するとともに、マンパワーの確保や財政支援の拡充など、地方負担の軽減を図る必要な予算を十分に措置すること。

特に、農地中間管理事業については、財政・運営面に対する支援を充実させ、制度の安定的な運用を図ること。

また、機構集積協力金交付事業や、機構集積支援事業及び農地利用最適化交付金等については、財政・運営面に対する支援を充実させ、制度の安定的な運用を図るとともに、各道県の必要額を踏まえた上で十分な予算措置を講ずること。

- 3 水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金について十分な予算を確保するとともに、各産地の取組に対する支援を充実すること。

また、「水田活用の直接支払交付金」の見直しによる交付対象水田に係る5年に一度の水張りについては、食料安全保障や中山間地域の農地保全等の観点も含め、各地域の生産現場の実情を十分に踏まえた運用とすること。

さらに、飼料用米については、多収品種の開発・育成や安定多生産技術の普及、生産・流通段階におけるコスト低減など、現場において様々な課題を抱えていることから、種子の確保対策や交付金による支援を継続することに加え、保管・流通施設等の確保に向けた支援の充実・強化など、飼料用米の生産や利活用に取り組みやすい環境整備を総合的に推進すること。

- 4 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、米の需給及び価格の安定に対し国がその役割を果たし、実効性のある需給調整に必要な環境整備を一層推進すること。

加えて、年々、米の需要量が減少する中、生産者、関係団体及び自治体の対策だけでは限界があるため、米の需給と価格の安定化に向け、国主導により真に実効性のある消費喚起などの需要拡大対策を一層推進すること。

さらに、ミニマムアクセス米の販売に当たっては、主食用米や加工用米の需給に影響を与えない対策を講ずること。

なお、米の現物市場においては、産地が参加しやすく、需給実態が的確に反映された価格形成を示すことができる市場とするほか、米の需給調整対策との整合性に配慮すること。

- 5 畜産・酪農の生産基盤の維持・強化を図るため、次に掲げる取組を推進すること。

- (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業、機械導入事業、生産基盤拡大加速化事業等）を中長期的に継続するとともに、必要な予算を十分に措置すること。特に肉用牛の生産基盤拡大加速化事業については、畜産農家が円滑に規模拡大できるよう十分な対策を講ずること。

また、飼養衛生に係るクロスコンプライアンスの導入に伴い、飼養衛生に係る設備・機器、実証等も補助の対象とすること。

- (2) 肉用牛生産については、繁殖農家戸数が減少する中、和牛子牛の生産頭数の維持・拡大を図るため、引き続き、繁殖基盤の強化に取り組むこと。
- (3) 飼料等の高騰や生乳の需給緩和など、酪農経営が厳しい状況にあることから、酪農経営安定対策の強化を図ること。
- (4) 国産飼料に立脚した畜産・酪農の確立を図るため、自給飼料の増産に向けた取組や国産濃厚飼料の利活用拡大の取組を加速すること。

(5) 口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止について万全を期すこと。

6 食料の安定供給に向け食料自給率の向上を図るためには、持続的な農業経営を支える経営所得安定対策とともに、農業生産基盤の保全管理・整備による生産性の高い優良農地や安定した農業用水の確保が必要である。

については、次に掲げる諸施策の積極的な推進に必要な農業農村整備事業予算について当初予算を基本に十分に措置すること。

(1) 意欲ある農業者への農地利用集積・集約化、スマート農業の導入促進、高収益作物や麦・大豆の導入等、生産性の向上や省力化、水田フル活用による農業所得の向上に向け、地域の特性に応じた農地や農業水利施設などの農業生産基盤整備を総合的に推進するとともに、ほ場整備事業のソフト事業（農業経営高度化支援事業）などの地方財政措置の拡充を図ること。

(2) 農業生産に不可欠な農業用水を安定的に確保するため、次々と耐用年数を迎える農業水利施設のストックマネジメントを踏まえた計画的な補修や更新ができるよう、長寿命化対策を一層推進すること。

(3) 農村地域において安定的な農業経営や安心・安全な暮らしを実現するためには、近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害の未然防止に向けた農村地域の防災・減災対策が重要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく、財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

特に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、下流に人家や公共施設があり、決壊すると甚大な影響を与える農業用ため池の「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、財政支援の継続と更なる充実を図ること。

(4) 気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化を踏まえた農業用ダムの洪水調節機能の強化や、電気料金の値上げに係る農業者の負担軽減など、農業水利施設の維持管理に関する支援を強化すること。

7 農業・農村が有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく施策の推進に当たっては、十分な予算を確保するとともに、地方財政措置の充実に努めること。

8 WTO農業交渉に当たっては、農業の多面的機能や食料安全保障の確保などを適切に反映した貿易ルールを確立するため、関係国との連携を図りながら、引き続き、日本提案の実現に向け、全力を挙げて粘り強く交渉に臨むこと。

9 CPTPPや日EU・EPA、日米貿易協定などの発効に伴う農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、農業の体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保するほか、今後の状況によっては、追加の取組を実施するなど、万全な対策を講ずること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、北海道・東北地方の農業が再生産可能となり、持続的に発展できるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農産物の重要品目等に対する必要な国境措置を確保すること。

10 農産物等の輸出が円滑に進むよう、残留農薬基準の設定や検疫制度、通関制度の見直し、輸出可能品目の拡大等について働きかけるなど、輸出対象国に対して取組を強化すること。

11 「みどりの食料システム戦略」に掲げる持続可能な食料システムの構築に向けて、グリーンな栽培体系の普及・定着や有機農業の推進、スマート農業の社会実装の加速化、気候変動等に適応した新品種や新しい病害等に対応した新技術の開発、牛のげっぷ（消化管内発酵）由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制、バイオガス発電等再生可能エネルギーの導入推進など、農業分野における脱炭素化の推進に必要な技術の早期開発や導入支援を行うとともに、必要な予算を確保すること。

12 肥料、飼料、燃料、生産資材等の価格高騰により、農業者の経営に大きな影響が生じていることから、国において一律かつ十分な支援策を継続・拡充すること。

第15号議案

水産業の振興について

水産業については、近年、国際情勢や社会経済情勢の大きな変化、相次ぐ自然災害の発生、水産資源の減少などによる漁業経営への影響に加え、漁業就業者数の減少や高齢化の進行による地域活力の低下など非常に厳しい状況に置かれている。

加えて、トド、オットセイ、アザラシ類の海獣や大型クラゲ、ザラボヤ、貝毒原因プランクトンなど有害生物による漁業被害が拡大しており、漁業経営に深刻な影響を与えている。

こうした状況を踏まえ、「水産基本法」の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の実現のための総合的かつ計画的な施策の展開が求められている。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 広域的な資源管理体制の構築及びサケ・マス資源の回復やふ化放流事業の安定継続、栽培漁業の充実など水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を推進すること。
- 2 公海域における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマやサバ類など公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、国別漁獲可能量の設定など実効ある保存管理措置を実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
- 3 我が国排他的経済水域における自国船によるスルメイカ釣りやその他の漁業の操業機会と安全の確保及び資源保護のため、外国漁船による違法操業の取締りの強化を図るとともに、資源の適正な管理及び協調操業に向け、関係各国との交渉を進めること。
- 4 水産業の競争力強化に向け、収益性の高い操業体制への転換を促進するため「広域浜プラン」に基づく浜の機能再編や漁船・漁業用機器の導入等の取組が着実に実行できるよう予算を確保すること。
- 5 漁業生産者の経営安定のため、漁業共済制度の国庫補助率の引上げや補助限度率の撤廃、漁業経営セーフティーネット構築事業の更なる要件の緩和などの一層の支援措置を講ずること。

また、省エネルギー化（燃油節減対策等）に向けた技術開発と実用化を積極的に推進すること。

6 水産物流通拠点である特定第三種漁港及び第三種漁港等に立地する拠点魚市場は地域産業のみならず、全国の沖合・遠洋漁船が利用し、我が国の水産業を支える重要な機能を有しているが、近年の冷水性魚種等の不漁による取扱量の減少、電気料金の高騰に加え、今般の水産改革に伴う資源管理の高度化により、一時的には水揚量が更に減少し、厳しい経営が続くことが想定されることから、拠点魚市場の管理・運営の合理化や経営改善に向けた支援と、併せて資源が回復するまでの間、運営を支えるセーフティーネットを構築すること。

7 担い手の確保・育成を図るため、新規漁業就業者の受入体制づくりに対して支援するほか、漁業後継者に対する次世代人材投資（準備型）事業の支援条件を緩和するとともに、研修施設等の整備に対する支援制度や新規就業後の収入不安定期における給付金制度を創設すること。

8 放射性物質やノロウイルス・貝毒対策など水産物の安全性の確保、地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展とともに衛生管理の高度化やPRなど輸出促進を図ること。

9 韓国による水産物の輸入規制措置についてのWTO上級委員会報告書の結果を踏まえ、措置の撤廃に向けた韓国との協議を強化するとともに、本件が他国の対応に波及しないよう、各国に対し冷静な対応を求めること。

また、報告書の内容は日本産水産物の安全性を否定するものではないことを国内外に広く周知すること。

10 CPTPPや日EU・EPAの発効に伴う関税率の削減などによって、輸入品の増大による生産額の減少などの影響が懸念されることから、漁業の担い手が将来にわたって希望を持って経営に取り組めるよう、持続可能な水産業の構築に向けて体質強化などの必要な措置を引き続き講ずること。

11 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進するとともに、改正漁業法に基づく資源管理の実施に当たっては、資源評価の精度向上及び都道府県による地先資源の調査や自主的資源管理の高度化等に係る必要な予算を確保すること。

12 トドやオットセイなど海獣類による漁業被害防止対策の強化や被害・休漁等に対する補償制度を創設すること。

また、有害生物漁業被害防止総合対策事業について、更なる充実・強化を図ること。

13 水産資源の基礎生産の場であるとともに、水質浄化や二酸化炭素の吸収など多面的機能を有する藻場の維持・保全や磯焼けの解消等の環境生態系保全対策については、恒久的対策と位置付けて推進すること。

14 ロシア連邦との協定に基づく漁業の操業機会を確保するよう配慮すること。

また、地元漁業者の負担軽減に努めるほか、引き続き、関係地域における栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対し支援を行うこと。

15 水産業が基幹産業となっている沿岸地域においては、地域経済の活性化のために水産加工業などの関連産業の振興を図っていくことが不可欠であるが、国際情勢の変化等による燃油・配合飼料価格の高騰、水揚げ量の減少等に伴う原魚の不足及び価格高騰、人手不足による生産能力や物流機能の低下、東日本大震災で失った販路の回復の遅れなどの影響により、事業の存続が危ぶまれている事業者が増えていることから、販路の回復・開拓や新商品の開発、人材確保、生産性向上及び金融の円滑化などに対して必要な支援措置を講ずること。

第 16 号議案

新しい森林・林業・木材産業政策の展開について

森林は、国土の保全、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮を通じて国民生活の維持・向上に寄与している。

しかしながら、山村地域においては、高齢化・人口減少が急速に進行し、林業・木材産業の生産活動の停滞や、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

このような中、政府は、令和3年6月に新たな「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととしている。

よって、政府においては、適切な資源管理の下、林業・木材産業の成長産業化により地方創生を図る、新たな森林・林業・木材産業政策について、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保するほか、今後増加が見込まれる再生林を推進するための支援の充実を図るとともに、「木材産業国際競争力強化対策」と「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」の強化といった、川上から川下に至る総合的な取組への支援などにより、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図ること。
- 2 平成31年4月に施行された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づく森林の整備等を着実に実施するため、市町村の円滑な事業実施について、引き続き必要な助言を行うなど、都道府県や市町村における森林環境譲与税の効果的な活用に向けた取組を行うこと。
- 3 地域材の需要拡大に繋げるため、国産材CLTの利用拡大、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用などの施策を推進すること。
- 4 松くい虫やナラ枯れをはじめとする森林被害について、十分な財源を確保するとともに防除対策をより一層強力に推進すること。
- 5 海岸防災林は、地域住民の命や財産、生活を守る重要な施設であり、成林するまで長期間を要することから、造成した海岸防災林の保育管理に要す

る費用も含めて現在の補助事業を拡充し、その十分な予算の確保と地方負担に配慮した財政支援を図ること。

- 6 政策の展開に不可欠な担い手の確保を図るため、将来、林業・木材産業を担う人材を育成する林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援するための、緑の青年就業準備給付金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、木材・木製品製造業分野への就業者も給付対象とすること。

第 17 号議案

鳥獣被害防止対策の充実について

野生鳥獣による農作物等への被害は、経済的損失にとどまらず、農林水産事業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加につながるとともに、生態系に著しい悪影響を与えている。特に、近年は、市街地やその周辺においてクマ類の出没が相次ぎ、人命への危険が差し迫った状況にもある。

鳥獣被害は、森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしている。また、野生鳥獣の生息範囲の拡大、集落における少子高齢化、捕獲従事者の減少などにより、農林水産事業者や捕獲従事者にとって、侵入防止や捕獲による鳥獣被害防止対策の実施は大きな負担となっている。

このような事態を受けて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、市町村が中心となった緊急的な捕獲活動や鳥獣捕獲の担い手確保、侵入防止柵の設置、捕獲個体の利用推進等に取り組むとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の強化、ジビエ利用拡大の取組が進められてきたが、鳥獣被害が深刻化している現状を踏まえ、被害防止対策の更なる充実が必要である。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 鳥獣被害防止対策に係る地方公共団体への財政的及び技術的支援を充実させるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の予算を拡充すること。
- 2 捕獲従事者の負担軽減のため、鳥獣捕獲の担い手の確保及び育成に向けた支援を拡充すること。
- 3 住居集合地域等における銃器の使用について、関係者の適切な役割分担の下、迅速な現場対応が行われるよう早急に対応方針を整理すること。
- 4 法に基づき適正に行われた鳥獣捕獲に対し、捕獲従事者等が不当な非難を受けることのないよう、捕獲の必要性等について情報の発信を強化すること。

第18号議案

食の安全・安心を確保する制度の拡充・強化について

健康・生命に深く関わる「食」の安全・安心に対する国民の関心は、従前以上に高まっている。

北海道・東北地域が、今後とも国民に対する食料の安定供給に大きな役割を果たすためには、安全・安心な食品の供給に努めるとともに、消費者の信頼を確保する努力をしていかなければならない。

このような中で、「食」の安全・安心を確保していくためにも、より一層信頼される制度を構築していく必要がある。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 食料の安全供給リスクの顕在化や食品価格の高騰、国民の環境意識の高まり等を踏まえ、消費者自身の判断で食品の選択が可能となるよう、外食・中食における原料原産地情報の提供について関係団体への働きかけを行うなど取組を強化すること。
- 2 BSE対策のあり方については、国の責任において、リスク管理や対策の有効性について、広く国民の理解浸透を図るとともに、検査体制の維持に必要な予算を十分に確保し、万が一BSEが発生した場合の地域対策について、万全を期すこと。
- 3 EU並みに全ての食品等に遺伝子組換え表示義務を拡大する等、遺伝子組換え作物等の流通に関する制度の拡充・強化を図ること。また、ゲノム編集技術について、不安を抱く国民への丁寧な説明を行い、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法を開発するとともに、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みを創設すること。
- 4 都道府県等が、家畜衛生や食品・食肉衛生の責務を果たすためには、その業務を担う公務員獣医師を安定的に確保することが不可欠であることから、公務員獣医師を目指す獣医学生を対象とした修学資金の補助制度について、就業分野を限定せずに創設すること。

また、都道府県等が独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組むことができるよう、国は率先して、国家公務員獣医師の職責及び業務実態等を反映した医師等と同等の医療職俸給表(一)の俸給を適用するか、医師等に準じた獣医師独自の俸給表の創設を行うこと。

第19号議案

エネルギー政策について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震などにより、これまで盤石と見られていた我が国の電力の安定供給に懸念が生じている。

我が国は世界有数の電力消費国でありながら、島国のため他国からの電力融通が不可能な上、国内の東西で電気の周波数が異なり、電力系統が二つに分断されているといった特異な環境下にある。

このため、我が国の今後の震災復興やエネルギー政策の立案に際しては、中長期的な視点に立った電力供給安定化のための電力系統の強化策が不可欠である。

また、我が国が今後も世界をリードしながら地球環境問題の解決を図っていくためには、国際社会において相応の責任を果たすことが必要であり、2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比マイナス46%にすることを目指し、さらに50%削減の高みに向け、挑戦を続けていく必要がある。

温室効果ガスを大幅に削減するためには、再生可能エネルギーを飛躍的に普及拡大させる必要があり、第6次エネルギー基本計画に掲げる取組を着実に進めていく必要がある。

エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、関係省庁間の緊密な連携・協力のもと、脱炭素社会の実現に向けた施策の総合的な推進を図るとともに、環境・経済・社会の一体的向上に向け、再生可能エネルギーの賦存量に恵まれた北海道・東北地域に投資しやすい環境を整えるため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 エネルギー政策について

- (1) 今後のエネルギー政策については、国民生活・産業経済を維持するためのエネルギー安定供給、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現などの観点から、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向け、送配電網の強化などの具体的方策を講ずること。

- (2) 原子力政策については、これまでの経緯や地域の実情等を踏まえつつ、原子力発電・核燃料サイクルの位置づけを含めた明確な国家戦略を示すこと。

また、高レベル放射性廃棄物等の最終処分は、全国的に非常に重要な課題であり、国は、全国において、最終処分に関する知識を普及し、国民の関心を深めるため、積極的に情報公開に取り組むなど、最終処分事業の理解促進に一層努めること。

- (3) 中小事業者が、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入を实践できるよう、省エネ設備や自家発電設備の導入などに関する中小企業支援施策の充実を図ること。

2 再生可能エネルギーの普及拡大について

- (1) 風力発電のポテンシャルが集中している北海道・東北地域における再生可能エネルギーの導入促進に向けて、蓄電池導入等による系統安定化も含めて基幹送電網の充実・強化を図るなど、連系可能量を拡大するための施策を講ずること。

- (2) 北海道や東北地域北部の全域においても連系可能量に空きがない状況にある中、再エネ等の系統連系問題の解消に向け、2021年1月から一定の出力制御を受けることを条件にして、系統を増強せずに接続する方式(ノンファーム型接続)が全国の基幹系統で受付を開始し、2023年4月1日からは既存ローカル系統への適用拡大が措置されたが、接続を希望する全ての発電事業者において接続が可能となる方策を講ずること。

- (3) 再生可能エネルギーを活用して地域の発展・振興を目指す市町村等の計画を支援する施策を講ずること。

- (4) 木質バイオマス等の利用を拡大するため、原料収集の低コスト・効率化やエネルギー利用効率向上のための技術革新を強力に促進するとともに、低質材など木質バイオマス燃料の供給とエネルギー利用に対する支援措置を拡充すること。

- (5) 地方分権改革の理念を踏まえ、地方公共団体は再生可能エネルギーを導入する際、その効果、影響及び費用等について、地元への理解促進活動を十分に実施することとするが、国は政策を進める上で地方の意向を十分に取り入れること。

- (6) 太陽光パネルに関し、安価な輸入品が普及しつつあることから、国は、性能や寿命について評価し、国民に十分説明する体制を確立するとともに

に、使用済パネルの適正処理とリサイクルの仕組みを早期に構築すること。

- (7) 将来の二次エネルギーの中心的役割を担うものの1つとして期待されている水素エネルギーの利活用拡大に向けて、北海道・東北地域においても、商用水素ステーションの整備を加速していくとともに、再生可能エネルギーを活用した水素製造に関する技術研究の一層の推進や、地域が行う水素利活用の政策立案や実証事業等の支援を図ること。

3 省エネ対策の強化について

- (1) 省エネ家電のより一層の普及支援を図ること。
- (2) 非常用電源の確保の観点から、家庭用蓄電池やガスコージェネレーションシステム導入者に対する国の助成策を大幅に拡充すること。

第20号議案

復興財源の確保等について

政府は、令和2年7月に「令和3年度以降の復興の取組について」を決定し、令和3年度から同7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付けるとともに、同期間に向けた取組の検討課題、事業規模や財源などを定めた。

また、令和5年12月22日閣議決定の「令和6年度税制改正の大綱」において、「東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。」とした「令和5年度税制改正の大綱」に則り、引き続き取り組んでいくことが示された。

さらに、令和6年3月には「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更を閣議決定し、「地震・津波被災地域においては、第2期復興・創生期間において、復興事業がその役割を全うすることを、原子力災害被災地域においては、中長期的な対応が必要であり、復興のステージが進むにつれ、新たな課題や多様なニーズが生じていることから、必要な復興事業の実施に支障を来すことがないように、財源を確保する」、とした。

被災地においては、やむを得ない事情により一部のハード事業が未完了となっているほか、心のケアや地域コミュニティの再生などの被災者支援や、東京電力福島第一原子力発電所事故による被害への対応、多様な教訓や記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用するに当たって重要となる震災伝承の取組など、「第2期復興・創生期間」以降においても中長期的に対応する必要がある課題が多く、被災地域住民の生活の安定を図り、被災地の復旧・復興を完全に成し遂げるためには、被災県の実情を踏まえた国の特例的な支援を継続し、十分な予算確保等を行っていくことが必要である。

よって、政府においては、次の事項に確実に取り組むよう強く要望する。

- 1 被災地における復興まちづくりや農林水産業などの地域産業の再生に加え、地域コミュニティの再構築、被災者の心のケア対策等の被災者の生活・健康支援に係る課題を解決するには長期間を要し、「第2期復興・創生期間」及び「第2期復興・創生期間後」においても対応が必要な事業も見込まれることから、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで、復旧・復興事業に必要な経費について、十分に財源を確保すること。

- 2 被災地方公共団体が復旧・復興事業を計画的に実施できるよう、復興特別会計だけでなく、平成28年度以降復興特別会計から一般会計等に移して対応することとされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、国による特例的な財政支援を継続すること。
- 3 平成28年度以降は、一部被災地方公共団体の負担が生じることとなったが、財政基盤の弱い被災地方公共団体や事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮するとともに、今後の予算編成について、被災地方公共団体の個別の状況や意見を踏まえた上で、取り組むこと。
- 4 被災地方公共団体における復旧・復興事業に携わる人員の確保については、これまでもあらゆる手段を尽くして取り組んできているが、依然として厳しい状況にあることから、国においても集中的かつ実効的な対策を講ずるとともに、復旧・復興事業の完遂のために、必要な期間における人件費等に対する財政措置を継続すること。
- 5 事業復興型雇用確保事業については、本事業の実施期間及び既に交付済みである「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により造成した基金の使用期間を延長すること。

また、被災地域の実情に沿った、より実効性のある事業とするため、被災三県以外からの求職者も雇入費助成の対象とするなど、住宅支援費助成を含め、一層の制度の拡充や弾力的な運用を図ること。
- 6 復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化など、事務手続の簡素化の措置を継続すること。
- 7 復興まちづくりの遅れなど、自身の事情によらない理由により、生活再建が完了していない被災者を支援するため、固定資産税・都市計画税等に係る地方税法による特例のほか、条例による減免措置を、「第2期復興・創生期間」以降においても継続する必要があることから、これらに伴う地方税の減収補填を継続すること。

また、東日本大震災復興特別区域法に基づく国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、「第2期復興・創生期間」以降も継続すること。
- 8 防災集団移転促進事業により市町村が買い取った土地の利活用をより一層進めるため、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用を支援するとともに、復興特区における国税の特例措置や津波・原子力災害被災地域

雇用創出企業立地補助金等の設備投資、雇用等に対する支援の継続・拡充により、移転元地への産業施設の整備を促進すること。

- 9 原子力災害被災地域においては、避難指示の解除の時期の違いなどによって復興のステージは異なり、復興の進度に応じて課題は多様化し、これまでにない課題にも直面している。今後新たに顕在化する課題も含め、当該地域の復興・再生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、「第2期復興・創生期間」以降も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。
- 10 東日本大震災で得られた教訓・経験を語り継ぐ伝承活動を継続していくためには、伝承活動の担い手の確保や育成のほか、伝承施設の維持・管理等に必要な資金の確保などが課題となることから、東日本大震災の被災地で伝承活動を実施している民間団体や伝承施設の維持・管理を行う自治体に対する補助制度を創設するなど、財政的な支援を充実させること。

第 2 1 号議案

東京電力福島第一原子力発電所事故対策について

平成 2 3 年 3 月 1 1 日の東京電力福島第一原子力発電所事故は、1 3 年が経過した現在も収束しておらず、多くの方々が避難を続けている。また、放射性物質による健康被害への不安をはじめ、農林水産物や観光等に対する根強い風評など、広範囲に深刻な影響を及ぼし続けており、原子力政策を国策として推進してきた国は、一刻も早い事態の収束を図り、福島復興・再生を加速させるべきである。

さらに、関係閣僚会議の決定に伴い昨年 8 月 2 4 日に海洋放出が開始された A L P S 処理水（以下「処理水」という。）については、放出に伴う風評被害等の影響が広域に及んでいることから、国においては、処理水の問題は、福島県だけではなく、日本全体の重大な問題であるとの認識の下、「A L P S 処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、前面に立ち、処分完了まで「数十年の長期にわたろうとも全責任を持って対応」する必要がある。

このような中、東京電力においては、昨年 1 0 月の増設 A L P S 配管洗浄作業における身体汚染や本年 2 月の高温焼却炉建屋配管からの放射性物質を含む水の漏えい等、信頼を失墜させ、不信感を招く事態が発生していることから、安全かつ着実な廃炉の完遂に向け、再発防止策を講じることはもとより、安全管理体制の構築を改めて徹底する必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ぜられたい。

1 原発事故への対応

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向け、中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って進めること。また、汚染水・処理水問題を含む廃止措置に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。
- (2) 廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるとともに、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を東京電力に求めること。

また、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めるとともに、正確で分かりやすい情報を適時適切に公開するよう、国は東京電力を指導・監督すること。

2 監視体制の整備と結果の提供

大気中、海水、飲料水、農林水産物、土壌等の放射線モニタリングを長期的に実施し、測定結果及び科学的な知見に基づく評価結果を速やかに提供すること。

3 住民の健康対策

国として長期間にわたり福島県民及び放射性物質の汚染が認められる地域の住民をはじめとした国民の健康を管理する体制を構築し、中長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずること。

4 放射性物質の低減対策

- (1) 「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、除去土壌等の搬出が完了した仮置場の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な措置を安全かつ着実に実施すること。

また、特定帰還居住区域においては、安心して生活できるよう、面的に十分な除染を行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱い、森林・農村の適正な保全についても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すなど帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、除染等について最後まで責任を持って取り組むこと。

さらに、避難指示が解除された区域においても、モニタリングを継続的に実施し、放射線量が局所的に高い箇所については、きめ細かくフォローアップ除染を実施すること。

帰還困難区域等において実施する災害復旧事業等（河川、海岸）及び復興事業（道路、河川）においては、高線量のため再利用ができない土壌の発生により事業の実施が妨げられることのないよう、事前の除染や処分先の確保など、国が主体的に責任を持って必要な措置を講じること。

- (2) 安全な農林水産物を継続的に生産できるよう総合的な対策を講ずるとともに、ため池等の放射性物質の低減を図るため、令和7年度以降も全ての対策が完了するまで継続して事業実施できるよう十分な予算を確保すること。

さらに、森林の放射性物質低減については、生活環境の安全・安心の確保、森林・林業等の再生に向け、中長期的な財源を確保し、実効性のあるきめ細かな対策を講ずること。

加えて、帰還困難区域内の除染がされず管理されないまま放置されている森林について、林野火災等の防災上の観点及び害虫被害の拡大を踏まえ、管理方法等を明確にし、必要な対策を実施すること。

(3) 中間貯蔵施設への全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全かつ円滑な輸送の実施に万全を期すとともに、現場管理を徹底し、地域の方々に不安が生じることのないよう、施設の運営を安全、確実かつ適切に実施すること。

(4) 法律で定められている2045年3月までの除去土壌等の県外最終処分の確実な実施に向け、具体的な方針や工程を早期に明示し、国民の目に見える形で残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、取組を加速させること。

(5) 放射性物質汚染対処特措法の基本方針に基づき、国の責任において指定廃棄物（8,000Bq/kg超）の処分施設を確保し、確実に管理・処分を行うこと。

また、汚染濃度にかかわらず、放射性物質に汚染された廃棄物等は、国が費用を負担し、迅速かつ適切な処理を進めること。

さらに、放射性物質に汚染された焼却灰や汚泥等の再利用や指定廃棄物を出さない処理を可能にする技術開発・普及を早急に行い、既存処理施設での処理促進のための財政支援を講ずること。

なお、復興事業の進展に伴い、福島県内で指定廃棄物が新たに確認されるおそれがあることから、処分が滞り環境回復に支障が生じないように、処理方針を速やかに決定すること。

5 処理水対策

(1) タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者等の立ち会いによる水産物や海域環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、設備や海域環境モニタリングの値などに異常が確認された場

合には、迅速かつ確実に放出を停止するよう東京電力を指導するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

- (2) トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、海域環境モニタリングの結果、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、I A E A等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な知見に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

- (3) 農林水産業、観光業をはじめ幅広い事業者などに対する万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。特に、水産業については、将来にわたって生業を維持し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策を徹底的に講じること。

加えて、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく、透明性が高く、適切かつ迅速な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

- (4) 処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。
- (5) トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

6 風評の払拭等

- (1) 風評の払拭・風化の防止対策は、福島県及び東北被災地域の復興と創生を左右する極めて重要な課題であるとの認識の下、引き続き、積極的に取り組むこと。
- (2) 国民が放射線と健康・食に関する正確な知識を身につけることができるよう、放射性物質について、科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすく発信するとともに、積極的な広報・教育活動を行うこと。

また、各自治体等が実施する魅力発信等の取組に対する財政支援を拡充すること。

- (3) 農林水産物の安全性に関する正確な情報提供やP R活動を継続、拡充

するとともに、各自治体等が実施する農林水産物等のブランド力向上、販路回復・拡大、販売促進などに対する支援を充実すること。

- (4) 福島県及び東北被災地域における交流人口の拡大を図るため、国は正確な情報発信を行うとともに、総合的な観光促進策を講ずること。
- (5) 農林水産物等の輸入停止・規制を実施している国・地域に対し、これらの措置の即時撤廃を強く働きかけること。
- (6) 中国向け水産物の輸出が困難な現状を踏まえ、関係する全ての事業者が安心して事業継続できるよう、新たな輸出先の開拓やニーズに応じた加工体制の強化、国内消費拡大に向けた取組への支援等、万全の対策を講じるとともに、制度の柔軟な運用や需要に応じた基金の随時積み増しを行うこと。
- (7) 輸入停止措置に起因する漁業者・流通・加工業をはじめとする水産業関係者の損失に対し、事業者が資金繰り等に窮することがないように、運転資金に係る制度融資の柔軟な運用・充実等について、国の責任で迅速かつ確実に対応すること。

7 原子力災害に伴う損害賠償等

営業損害や風評被害を含む原子力災害に関する全ての損害について、完全な賠償が果たされるよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。

また、消滅時効については、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、「中間指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

8 原子力発電所事故被災地域の復興

- (1) 「福島復興再生特別措置法」に基づき、国が責任を持って総合的な施策を推進するとともに、令和4年12月に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」において「息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。」と明記されたことも踏まえ、第2期復興・創生期間後も安心感を持って復興を進めることができるよう、必要な予算を十分かつ確実に確保すること。
- (2) 避難地域等の事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、強力な支援措置を講ずること。

- (3) 特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援すること。

また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体等の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等を確実に進めるとともに、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いについて、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

- (4) 福島イノベーション・コースト構想に関し、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」や「福島復興再生計画」における各取組について、中長期的に対応していく必要があることから、必要な体制や財源などを十分に確保しながら、政府全体で一層の連携強化の下、福島県と密接に連携し、構想の具体化を推進すること。

- (5) 世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、令和5年4月に設立された福島国際研究教育機構（F－R E I）においては、原子力災害に見舞われ、長期にわたる避難等の影響による人口の高齢化、担い手不足、未利用地活用といった福島県浜通り地域等が抱える課題のみならず、北海道・東北地域が抱える人口減少や災害への対策などの共通の課題解決に資する研究開発やその産業化、人材育成が行われる。その取組を波及させるためにも、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援や政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算の確保、優秀な研究者が集い世界最先端の研究開発を行う環境の整備などについて、国が責任を持って取り組むこと。

第 2 2 号議案

頻発・激甚化する大規模自然災害への対策について

令和 5 年 7 月及び 9 月に秋田県や福島県で発生した豪雨災害をはじめ、令和 6 年元旦に発生した能登半島地震など、近年、毎年のように記録的な豪雨や大型台風、地震などによる自然災害が発生し、その様相は頻発化・激甚化・広域化しており、各地にこれまでに経験したことのないような甚大な被害を生じさせている。

令和元年東日本台風では、数十年に一度の降雨量で発表される大雨特別警報が長時間にわたって継続し、東北地方においても河川の広範囲にわたる氾濫や各所で発生した土砂災害等により多数の尊い人命が奪われるとともに、住宅の浸水やライフラインの途絶のほか、交通・生活関連インフラや公共土木施設、農林水産業施設、医療施設、社会福祉施設、学校教育施設、商業施設、工場、さらには林地や農作物・水産物などに甚大な被害が発生し、住民生活にも多大な影響を及ぼした。

また、最大震度 6 強を記録した令和 3 年 2 月や令和 4 年 3 月に福島県沖で発生した地震により、道路や港湾・漁港施設をはじめ、住宅、事業所・商業施設、学校教育施設・文化施設、交通機関など、各方面に甚大な被害を及ぼした。

防ぎようのない自然災害による被害を限りなく最小限に抑え、道県民の安全・安心の確保を図るためには、令和 2 年 1 2 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を実効性のある対策とする必要があることから、次の事項について要望する。

1 被災者の生活再建の支援について

- (1) 中規模半壊に満たない半壊世帯においても一定程度の修繕費がかかることから、生活再建を後押しするため、被災者生活再建支援法の支援対象範囲を拡大すること。
- (2) 災害救助法における応急救助について、東日本大震災を踏まえた要件・基準の弾力的な運用及び事務手続きの簡素化等を図ること。
- (3) 特定行政庁が行う被災建築物に関する建築確認申請等の手数料減免に対して、財政支援を講ずること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料についても減免できるよう補助等の支援を行うこと。

- (4) 被災者の迅速な生活再建のためには、被災市町村による住家被害認定調査及び罹災証明書交付の迅速・円滑な実施が極めて重要であり、他の自治体からの多くの人的支援が不可欠であるため、当該経費については、応援自治体の負担が増加することのないよう災害救助法の対象とすることや、また、救助の実施に必要となる事務経費については、地方自治体が万全の救助を行うことができるよう全額国庫負担の対象とすることなど、被災市町村への十分な財政支援を行うこと。
- (5) 自然災害が頻発し、住民の生活基盤となる住家に被害が恒常的に発生していることから、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度や応急仮設住宅制度については、より幅広く被災者の救助が果たされるよう、現行の適用基準によらない当該制度の幅広い適用が可能となる法制度を構築すること。

2 インフラの復旧に対する支援について

- (1) 災害復旧事業等に対する国庫補助・負担率の嵩上げ及び地方交付税等による被災自治体への十分な財政支援を行うこと。
- (2) 被害規模が大きく早急に対応が必要となる河川については、国による施工により早期完成を図ること。

また、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等では本川のみならず支川の周辺地域にまで甚大な被害が生じたことから、流域全体の再度災害防止を図るため抜本的な対策を講ずること。

- (3) 災害関連補助事業や災害関連緊急砂防事業等の国庫補助率の嵩上げ、採択要件の緩和及び地方負担に係る全額交付税措置を図ること。

また、特に、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した「洪水予報指定河川」と「水位周知河川」などにおいて堤防が決壊するなどの甚大な被災が生じた場合、改良復旧に予算の上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、また将来にわたって安全性の確保に資する改良復旧が推進されるよう、制度拡充を図ること。

- (4) 被災した工業用水道施設の復旧及び給水再開までにかかる緊急に要する給水経費等について、必要な財政支援を行うこと。
- (5) 被災した交通信号機等の交通安全施設について、早期復旧に向けた積極的な財政支援を行うこと。

3 防災・減災、国土強靱化の推進について

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるため、必要かつ十分な予算を確保すること。また、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。

加えて、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」完了後においても、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年中に策定し、必要な事業規模を確保すること。

また、令和6年度までの措置となっている緊急浚渫推進事業債、令和7年度までの緊急防災・減災事業債や防災・減災国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置を行うとともに、措置期間を延長し、継続的に予算を確保すること。

(2) 発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震、また、東北地方太平洋沖地震など全国どこでも発生の可能性のある地震などに備え、社会インフラ並びに住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設などの整備に必要な予算を確保し、着実に推進すること。

(3) 令和3年1月の北陸地方における大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとした取組の推進を図ること。

特に、積雪寒冷地の実情を踏まえ、冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、防雪事業や凍雪害防止事業等の雪寒事業を国土強靱化基本計画に基づき「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び国土強靱化実施中期計画の対象事業に位置付け、着実な推進に配慮すること。

(4) 道路除雪については、人命又は公益を保護するために作業を行う臨時の必要がある場合には、労働基準法第33条第1項が適用され、時間外労働の上限規制が適用されない旨が示されているが、道路以外の施設の除雪等については、労働基準監督署において人命や公益の保護の観点から業務が除外対象に適合するか個別に判断されることとなっている。

病院や食料品・生活必需品の販売店など住民生活への影響が大きい施設の駐車場等については、除雪が十分になされない場合、住民生活に大き

な影響が生じることが懸念されることから、豪雪地帯の実情を十分に踏まえ、道路のみならず住民生活への影響が大きい施設の除雪作業を除外対象として示すなど柔軟な運用とすること。

4 農林水産業に対する支援について

災害復旧事業に対し、事業主体の資金需要に応じ、適切な時期に予算が確保できるように予算措置をすること。

5 商工業及び観光業に対する支援について

- (1) 被災した大企業について、地域経済への影響が生じないように、事業者が行う防水壁設置などの減災・防災対策に要する経費に対して、支援策を講ずること。
- (2) 風評により被災地域の観光事業者に影響が生じないように、宿泊料金に対する割引助成や被災地の正確な情報の発信、誘客促進のための観光プロモーションへの支援など、宿泊施設の利用促進と観光客誘客のための取組に対する支援を講ずること。

6 災害廃棄物処理の推進について

大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑に処理するため、都道府県を越えた広域処理体制を構築するとともに、災害廃棄物処理に係る補助金制度について柔軟な運用や、被災市町村への十分な財政支援を行うこと。

また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政支援を行うなど、災害等廃棄物処理事業費補助金について、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

7 復旧・復興に要する人的支援について

現在、復旧・復興事業を着実に進めているところであるが、全国的な災害発生等により派遣職員受入による職員確保が困難な状況であることから、事業の進捗に合わせて確保が必要となる中長期的な技術職等の職員派遣についての支援を行うこと。

8 医療機関・社会福祉施設・学校等の早期復旧に対する支援について

- (1) 被災した医療施設、社会福祉施設、保健衛生施設、水道施設等の早期復旧を図るため、十分な人的・財政支援を行うこと。
- (2) 国庫補助の対象を、移設建て替え等も含めた施設・事業所の設備・

備品（ベッド、車両、事務機器等を含む）や被災した医療機器等を設置する際の水害対策工事等にも拡大するほか、補助の対象や補助基準額（対象事業費下限額）、補助上限額についてもできる限り柔軟な取扱いを認めること。

（３）被災した学校の学習環境を早期に整備し、児童生徒等が安心して学習できるよう、学校施設・設備に対する災害復旧や就学援助、教科書の再支給等のもとより、心のケアに対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、学習支援員等への財政的支援、県立高校等の公共交通機関の運休に伴うスクールバスの運行や断水による仮設トイレ設置等に対する財政的支援及び被災した児童生徒等への学用品・制服等に対する財政的支援を行うこと。

（４）社会教育施設及び文化財の早期復旧のため、特段の支援を行うこと。

9 地方財政措置について

被災地域の早期の復旧を図るとともに、被災者等の負担の軽減に必要な財政需要に的確に対処できるよう、被害の甚大さにも鑑み、被災地方公共団体の財政負担が生じないように、特別な地方財政措置を講ずること。